神奈川県横浜市戸塚区品濃町517番地2

株式会社 コ ナ カ 取締役社長 湖 中 謙 介

# 第51期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第51期定時株主総会を後記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報(「電子提供措置事項」といいます)について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下よりご確認くださいますようお願い申しあげます。

# 【当社ウェブサイト】



https://www.konaka.co.jp/ir/

(上記ウェブサイトにアクセスいただき、メニューより「株主総会」を選択して、ご確認ください。)

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所(東証)のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

# 【東京証券取引所ウェブサイト(東証上場会社情報サービス)】



https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show

(上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「コナカ」又は「コード」に当社証券コード「7494」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会召集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)

なお、書面又はインターネット等によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会 参考書類をご検討のうえ、後記のご案内にしたがって2024年12月23日(月曜日)午後5時30分までに議決権を行使 してくださいますようお願い申しあげます。

◎本定時株主総会に出席される株主様へのお土産のご用意並びに茶菓のご提供はいたしません。 何卒ご理解くださいますようお願い申しあげます。

敬具

11 日 時	024年12月24日(火曜日) <b>午前10時</b>						
□場所	申奈川県横浜市戸塚区品濃町517番地2 当社本店 5階 会議室 (末尾の会場ご案内図をご参照ください。)						
■ 目的事項	報告事項1. 第51期 (2023年10月1日から2024年9月30日まで) 連結計算書類並びに 会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件2. 第51期 (2023年10月1日から2024年9月30日まで) 事業報告、計算書類 報告の件						
	決議事項第1号議案資本金、資本準備金及び利益準備金の額の減少 並びに剰余金の処分の件第2号議案取締役6名選任の件第3号議案監査役3名選任の件						

N F

# 【株主総会参考書類等の電子提供に関するご案内】

- ◎2022年9月1日に施行された改正会社法により、株主総会参考書類等を書面でお届けするのは、株主総会の基準日までに書面交付請求をされた株主様のみで良いこととなりましたが、当社の本定時株主総会につきましては、議決権を有するすべての株主様に一律に、電子提供措置事項を記載した書面(「交付書面」といいます)をお送りしております。
- ◎本交付書面には、法令及び当社定款第16条第2項の規定に基づき、以下の事項(「交付書面非記載事項」といいます)を記載いたしておりません。従いまして、本交付書面は、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした書類の一部であります。
  - ・事業報告のうち、「対処すべき課題」「主要な事業内容」「主要な営業所及び店舗」「従業員の状況」「主要な借入先の状況」「その他企業集団の現況に関する重要な事項」「株式の状況」「新株予約権等の状況」「会社役員の状況」「会計監査人の状況」「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要」「剰余金の配当等の決定に関する方針」
  - ・連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
  - ・計算書類の「貸借対照表」「損益計算書」「株主資本等変動計算書」「個別注記表」
- ◎交付書面非記載事項につきましては、前頁に記載の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトに掲載しております。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記の両ウェブサイトに修正した旨、修正前の事項及び修正後の事項を 掲載させていただきます。

# 【お願い】

◎当日ご出席の際は、議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。



# 議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。 後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。 議決権を行使されるには、以下の3つの方法がございます。



# 株主総会に ご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご 提出ください。

日時

2024年12月24日(火曜日) 午前10時00分

(受付開始:午前9時00分)



# 書面(郵送)で議決権を 行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する 賛否をご表示のうえ、切手を貼ら ずにご投函ください。

行使期限

2024年12月23日 (月曜日) 午後5時30分 到着分まで



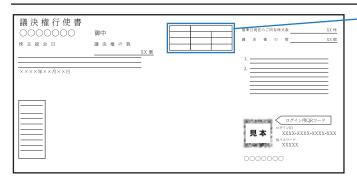
# インターネットで議決権を 行使される場合

次ページの案内に従って、議案の 賛否をご入力ください。

行使期限

2024年12月23日 (月曜日) 午後5時30分 入力完了分まで

# 議決権行使書用紙のご記入方法のご案内



※議決権行使書用紙はイメージです。

プこちらに議案の賛否をご記入ください。

### 第1号議案

- 替成の場合
- ≫ 「賛 | の欄にO印
- 反対する場合
- ≫ 「否」の欄に○印

### 第2、3号議案

- 全員賛成の場合
- ≫ 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合
- ≫ 「否」の欄に○印
- 一部の候補者に 反対する場合
- 「 **賛** 」 の欄に○印をし、 ≫ 反対する候補者の番号を ご記入ください。

書面(郵送)及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。 書面(郵送)により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお 取り扱いいたします。

# インターネット等による議決権行使のご案内

# QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力する ことなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

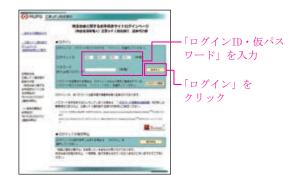
2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



# ログインID・仮パスワードを 入力する方法

議決権行使 ウェブサイト https://evote.tr.mufg.jp/

- 1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。
- **2** 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」 を入力しクリックしてください。



3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使で パソコンやスマートフォンの操作方法などが ご不明か場合は 右記にお問い合わせください 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク 0120-173-027

(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

# 株主総会参考書類

# 第1号議案 資本金、資本準備金及び利益準備金の額の減少並びに剰余金の処分の件

### 1. 提案の理由

経営戦略の一環として、現在生じている繰越利益剰余金の欠損を補填し、財務体質の健全化を図るとともに、今後の資本政策の柔軟性及び機動性を確保することを目的として、会社法第447条第1項及び会社法第448条第1項の規定に基づき、資本金、資本準備金及び利益準備金の額を減少したうえで、会社法第452条の規定に基づき、剰余金の処分を行うものであります。

- 2. 資本金の額の減少の要領
  - (1) 減少する資本金の額 資本金の額5,305,694,000円のうち、5,205,694,000円を減少して、減少後の資本金の額を100,000,000円 とするものであります。
  - (2) 資本金の額の減少の方法 払い戻しを行わない無償減資とし、発行済株式総数を変更することなく、資本金の額のみを減少し、減少 する資本金の額の全額をその他資本剰余金に振り替えるものであります。
- 3. 資本準備金の額の減少の要領
  - (1) 減少する資本準備金の額 資本準備金の額15,797,739,660円の全額を減少して0円とするものであります。
  - (2) 資本準備金の額の減少の方法 減少する資本準備金の額の全額をその他資本剰余金に振り替えるものであります。
- 4. 利益準備金の額の減少の要領
  - (1) 減少する利益準備金の額 利益準備金の額370,000,000円の全額を減少して0円とするものであります。
  - (2) 利益準備金の額の減少の方法 減少する利益準備金の額の全額を繰越利益剰余金に振り替えるものであります。
- 5. 剰余金の処分の内容

上記の資本金、資本準備金及び利益準備金の額の減少の効力発生を条件として、下記のとおり剰余金の処分を行うものであります。

- (1) 減少する剰余金の項目とその額 その他資本剰余金 4,659,770,936円
- (2) 増加する剰余金の項目とその額繰越利益剰余金 4,659,770,936円
- 6. 資本金、資本準備金及び利益準備金の額の減少並びに剰余金の処分の効力発生日 2025年1月31日 (予定)

# 第2号議案

# 取締役6名選仟の件

取締役全員(6名)は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので取締役6名の選任をお願いするものであります。 取締役候補者は、次のとおりであります。



所有する 当社の株式数

2.190.062株



所有する 当社の株式数

18.507株



所有する 当社の株式数

23, 307株

候補者番号

中

(1960年10月16日生)

# [略歴、当社における地位及び担当]

1982年4月 日本テーラー株式会社入社 1991年5月 当社と合併により、当社取締役 1999年12月 当社常務取締役 2003年2月 当社専務取締役

2005年10月 当社代表取締役社長 2018年12月 当社代表取締役社長CEO 2019年12月 当社代表取締役社長CEO グループ代表 (現任)

# 「重要な兼職の状況」

コナカエンタープライズ株式会社取締役 株式会社アイステッチ取締役 株式会社サマンサタバサジャパンリミテッド代表取締役会長 KONAKA (THAILAND) CO., LTD. Representative Director President

候補者番号

# [略歴、当社における地位及び担当]

1991年4月 酒田時計貿易株式会社入社 1998年9月 インターテックトレーディン

グ株式会社取締役 2002年1月 株式会社ホリ・エンタープラ

イズ入社 2013年9月 アガタジャポン株式会社入社

2017年10月 同社取締役副社長

2018年10月 当补入补

(1969年7月31日生)

2019年2月 当社執行役員

2019年12月 当社常務執行役員C00 2020年12月 当社取締役専務執行役員C00

経営企画室長兼店舗開発部長 当社取締役専務執行役員 2024年4月

(現任)

# 「重要な兼職の状況]

株式会社サマンサタバサジャパンリミテッド代表取締役社長

候補者番号

和

(1972年5月20日生)

# 「略歴、当社における地位及び担当]

1995年4月 当社入社 当社執行役員 2016年10月 2019年12月 当社取締役執行役員

2021年12月 当社取締役執行役員CMO

2023年10月

当社取締役常務執行役員CMO 商品事業本部長兼コナカ事業

本部長

2024年10月 当社取締役常務執行役員CMO 商品事業本部長兼スーツセレ クト事業本部長 (現任)

# 「重要な兼職の状況]

KONAKA (THAILAND) CO., LTD. Director



所有する 当社の株式数

670.482株



所有する 当社の株式数

7.300株



所有する 当社の株式数

2.500株

### 候補者番号

# なか 中

# (1976年6月26日生)

### [略歴、当社における地位及び担当]

2002年8月 当社入社 2019年5月 当社執行役員

2020年12月 当社取締役執行役員

2021年12月 当社取締役執行役員管理本部

副本部長兼財務部長

当社取締役常務執行役員CF0管 2024年6月 理本部長兼財務部長 (現任)

### 「重要な兼職の状況]

株式会社アイステッチ監査役

候補者番号

(1975年9月12日生)

# [略歴、当社における地位及び担当]

2001年6月 株式会社リクルート入社 2006年9月 株式会社ベレフェクト設立

代表取締役 (現任)

2013年6月 株式会社CDG社外取締役

2014年9月 同社取締役

2017年3月 アライドアーキテクツ株式会社

2024年8月 社外取締役

2022年6月 株式会社クルーバー (現 株式 会社アップガレージグループ)

社外取締役

2023年6月 SREホールディングス株式会社 社外取締役監査等委員 (現任)

株式会社トライグループホールディングス

社外取締役監査等委員 (現任)

2018年12月 当社社外取締役(現任)

# 「重要な兼職の状況]

株式会社ベレフェクト代表取締役 SREホールディングス株式会社社外取締役監査等委員 株式会社トライグループホールディングス社外取締役監査等委員

候補者番号

# あゆみ (1983年10月11日生)

### 「略歴、当社における地位及び担当]

2011年12月 弁護士登録

弁護士法人 法律事務所リエゾン 2012年8月

(現 法律事務所リエゾン) 入所 法律事務所リエゾンパートナー 2017年2月 2020年6月 法律事務所UNSEEN設立

代表弁護士 (現任) 2020年12月 弁護士法人UNSEEN設立 社員 (現任)

2020年12月 ERAWAKE株式会社設立 代表取締役 (現任)

株式会社チャイルドビジョン・ 2021年4月 ホールディングス (現 株式会

社インクモデル) 社外監査役

当社社外取締役 (現任) 2021年12月 2023年3月 株式会社ACSL社外取締役

監査等委員 (現任)

# [重要な兼職の状況]

法律事務所UNSEEN代表弁護士 株式会社ACSL社外取締役監査等委員

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
  - 2. 太田彩子氏及び大門あゆみ氏は、社外取締役候補者であります。
  - 3. 太田彩子氏及び大門あゆみ氏を社外取締役候補者とした理由並びに両氏に期待される役割は以下のとおりであります。
    - (1) 太田彩子氏は企業経営経験に加えて、人材育成や多様性推進に関する豊富な知識と経験を有していることから、当社のコーポレートガバナンス体制強化と人的資本経営推進の観点から適切な助言をいただくことを期待したためであります。
    - (2) 大門あゆみ氏は弁護士としての専門的知見に加えて、法律事務所を設立し、依頼者に安心感を提供する活動に軸足を置く中で培った深い洞察力を有していることから、当社のコーポレートガバナンス体制強化と働きやすい職場づくりの見地から適切な助言をいただくことを期待したためであります。
  - 4. 太田彩子氏及び大門あゆみ氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、それぞれの社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって太田彩子氏が6年、大門あゆみ氏が3年となります。
  - 5. 当社は、太田彩子氏及び大門あゆみ氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。なお、両氏の再任が承認可決された場合は、当該契約を継続する予定であります。
  - 6. 当社は、保険会社との間で、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者が負担することとなる損害賠償金や争訟費用等の損害を、当該保険契約により填補することとしております。なお、当該保険契約は次回更新時においても同内容で更新する予定であります。
  - 7. 当社は、太田彩子氏及び大門あゆみ氏を東京証券取引所の定める独立役員として届け出ております。両氏の再任が承認可決された場合は引き続き両氏を独立役員とする予定であります。

# 第3号議案 監査役3名選任の件

監査役全員(3名)は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので監査役3名の選任をお願いするものであります。 なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。 監査役候補者は、次のとおりであります。

中



所有する 当社の株式数

942.679株

候補者番号

清

博達

(1964年2月2日生)

2006年12月

### [略歴、当社における地位]

1987年4月 当社入社 1995年11月 当社管理本部人事部長 1995年12月 当社取締役 2000年10月 当社店舗開発部長

2009年4月 当社秘書室長 2010年12月 当社執行役員秘書室長 2012年12月 当社常勤監査役(現任)

当社管理本部総務部長



所有する 当社の株式数

2.300株

### 候補者番号

# 隆 夫 (1956年10月24日生)

### 「略歴、当社における地位]

1982年1月 公認会計士前田会計事務所入

1991年10月 太田昭和監査法人(現 EY新 日本有限責任監查法人)入所

1994年3月 公認会計士登録

2008年7月 新日本有限責任監査法人(現 EY新日本有限責任監查法人)

パートナー

2019年7月 公認会計士前田降夫事務所所 長 (現任)

当社社外監査役 (現任) 2020年12月

公益財団法人大田区スポーツ 2021年5月 協会監事 (現任)

2021年6月 株式会社日本国際放送監査役

(現任)

# 「重要な兼職の状況」

株式会社日本国際放送監査役 公益財団法人大田区スポーツ協会監事

候補者番号

# はな いえ



(1959年7月30日生)

# [略歴、当社における地位]

1982年4月 神奈川県警察採用

2011年9月 第二機動隊長 2013年3月 高津警察署長

2014年3月 警察本部公安第一課長

2015年9月 警察本部監察官室長

2017年3月 川崎警察署長 2018年3月 警察本部地域部長

2019年10月 相鉄ホールディングス株式会社

総務部 部長



所有する 当社の株式数

### 一株

- (注) 1. ※印は、新任の監査役候補者であります。
  - 2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
  - 3. 前田隆夫氏及び花家憲也氏は、社外監査役候補者であります。
  - 4. 前田隆夫氏及び花家憲也氏を社外監査役候補者とした理由は以下のとおりであります。
    - (1) 前田降夫氏は公認会計士としての専門的見地並びに財務及び会計に係る幅広い知識と見識を当社の監査に反映して いただくため、社外監査役として選任をお願いするものであります。
    - (2) 花家憲也氏は永年にわたり警察関係の仕事に携わり、各種のリスクマネジメントに関する豊富な知識と高い見識を 有することから、社外監査役として選任をお願いするものであります。

なお、上記両氏は、会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により社外監査役として、その職務を 適正に遂行できるものと判断しております。

- 5. 前田隆夫氏は、現在当社の社外監査役であり、その在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。
- 6. 当社は、前田隆夫氏を東京証券取引所の定める独立役員として届け出ております。同氏の再任が承認可決された場合 は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。また花家憲也氏は、東京証券取引所の定める独立役員の要件を満 たしており、同氏の選任が承認可決された場合は当社は同氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

# [ご参考] 取締役候補者及び監査役候補者のスキル・マトリックス

							特に期	待する経験	・知見		
	氏	名	年齢	在任 年数	経営	財務・ 会計	IT・ デジタル	人事・ 人材育成	グローバル ・SCM	サステナビリティ ・ESG	法務・ リスクマネジメント
	湖中	謙介	64	33	•	•		•			•
取	古屋	幸二	55	4	•		•		•		
	中川	和幸	52	5			•		•	•	
締	湖中	龍介	48	4		•	•				
役	社外 太田	彩子	49	6	•			•		•	
	社外 大門 a	<b>あゆみ</b>	41	3							•
監	湖中	博達	60	12							•
査	社外 前田	隆夫	68	4		•					•
役	社外 花家	憲也	65	_							•

<sup>(</sup>注) 上記は特に期待する領域を示しているものであり、各対象者が有する知見や経験の全てを表すものではありません。

以上

# 事 業 報 告

2023年10月1日から 2024年9月30日まで

# 1 企業集団の現況

# (1) 当事業年度の事業の状況

# ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国経済は、所得環境の改善や訪日外国人観光客の消費拡大による景気の回復が期待されております。しかしながら、各地での紛争、資源価格・物価の上昇、不安定な金融市場など、世界的に不確実性・複雑性・変動性が増しております。また、暖冬、台風や長引く猛暑等、不安定な気候が継続したことにより人流や季節商品の需要が抑制されるなど、厳しい経営環境となりました。

このような状況のもと、主力となるファッション事業においては、新商品の投入や生産体制の再構築により、最大商戦であるフレッシャーズ商戦までは好調に推移しましたが、第2四半期以降は、客単価は前年同月を上回り続けたものの、客数で苦戦いたしました。「コナカ・フタタ」では、新しい客層を取り込むために、デジタルマーケティングを使って若年層への認知度向上を図ったほか、レディーススーツとフォーマルのブランドを新たに立ち上げて、ワンランク上の商品をご提案し、新規の女性のお客様から好評を得ました。「SUIT SELECT」では、店舗スタッフの充実を図り、高級素材を用いた既製スーツと『AI SPEED ORDER』をご提案する機会が増加し、客単価の向上に繋がりました。また抽出後のコーヒー豆を染料として再利用した「猿田彦珈琲」とのサステナブルなコラボレーション商品が注目されました。オーダー専業の「DIFFERENCE」では、イタリアの最高級生地メーカー「Ermenegildo Zegna(エルメネジルド・ゼニア)」と共同企画した生地が多くのお客様からご好評をいただき、客単価を伸ばしました。また、オーダー需要の高まりに対応するため、新たな海外生産拠点を開設し、納期の安定化とキャパシティ拡大により、機会損失を減少させました。この結果、新たな経営体制のもと、業績改善を推し進める株式会社サマンサタバサジャパンリミテッドの当連結対象期間(2023年9月1日から2024年8月31日)を含め、売上高は592億54百万円(前期比6.0%減)となりました。

フードサービス事業につきましては、「かつや」を中心に価格の適正化や期間限定メニューが客数、客単価を押し上げ、売上高は20億6百万円(前期比8.1%増)となりました。

教育事業につきましては、「Kids Duo」の生徒数が増加し、売上高は9億56百万円(前期比6.5%増)となりました。

グループの店舗数につきましては、サマンサタバサグループを含め、合計34店舗を新規に出店する一方、87店舗を退店し、当社が416店舗、グループ全体で669店舗となりました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は622億17百万円(前期比5.4%減)、営業損失は株式会社サマンサタバサジャパンリミテッドの営業損失11億56百万円を取り込んだ結果、13億48百万円(前期は営業損失9億14百万円)、経常損失は11億59百万円(前期は経常損失6億85百万円)、親会社株主に帰属する当期純損失は30億62百万円(前期は親会社株主に帰属する当期純損失1億19百万円)となりました。

事業別の売上状況は次のとおりであります。

商	品	別	金額	構 成 比
			百万円	%
重	衣	料	23, 834	38. 3
中	衣	料	5, 082	8. 2
軽	衣	料	10, 085	16. 2
服	飾雑	貨	19, 686	31.6
そ	Ø	他	565	0.9
ファ	ッ ション 事	業計	59, 254	95. 2
フー	ドサービス	事 業 計	2, 006	3. 2
教	育 事 業	計	956	1.6
合		計	62, 217	100.0

- (注) 1. 重 衣 料・・・スーツ・フォーマル・イージーオーダー・コート
  - 2. 中衣料・・・ジャケット・ボトムス・アウター
  - 3. 軽衣料・・・カジュアル・ワイシャツ・ネクタイ・アンダーウェア
  - 4. 服飾雑貨・・・シューズ・バッグ・ジュエリー・アクセサリー
  - 5. その他・・・サービスの提供等

### ② 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は、敷金及び保証金並びにソフトウェアを含め22億7百万円であります。その主たるものは、新規出店及び既存店舗の改装に係るものであり、その資金は自己資金で賄いました。

### ③ 資金調達の状況

当社グループは、安定的かつ機動的な資金調達体制の構築、既存借入金のリファイナンスを目的として、 総額144億52百万円のシンジケートローン契約を締結しております。

# ④ 重要な企業再編等の状況

当社は、2024年7月1日を効力発生日として、株式会社サマンサタバサジャパンリミテッドと株式交換を行い、同社を当社の完全子会社としました。

# (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

	区		分	第 48 期 (2021年9月期)	第 49 期 (2022年 9 月期)	第 50 期 (2023年9月期)	第 51 期 当連結会計年度 (2024年9月期)
売	上	高	(百万円)	58, 584	63, 174	65, 797	62, 217
	社株主に帰り 期 純 排		(百万円)	1, 938	3, 231	119	3, 062
1 株	当たり当期が	純損失	(円)	66. 56	110.99	4. 08	101. 13
総	資	産	(百万円)	58, 835	54, 307	53, 132	44, 458
純	資	産	(百万円)	25, 051	19, 797	19, 518	16, 234
1 株	当たり純資	資産額	(円)	801.70	657. 10	651. 32	484. 20

- (注) 1. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第49期の期首から適用しており、第49期以降の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。
  - 2. 第51期連結会計年度より、会計方針の変更に伴い、第50期の財産及び損益の状況については、遡及適用後の数値をそれぞれ 記載しております。なお、会計方針の変更に関する詳細については、連結注記表(会計方針の変更に関する注記)に記載しております。

# (3) 重要な子会社の状況

# ① 重要な子会社の状況

会	社	名	資 本 金	当社の議決権比率	主要な事業内容	所	在	地	店舗数
株式会社サマ	ンサタバサジャパン	リミテッド	100百万円	100.0%		東京都洋	巷区		157
株式会社バー	ンデストローズジャパン	ノリミテッド	19百万円	(100.0%)	フュッシュン東米	東京都洋	巷区		44
株式会	社アイスラ	テッチ	10百万円	100.0%	ファッション事業	神奈川県	<b>県横浜市</b> 戸	塚区	9
KONAKA (	THAILAND) CO	., LTD.	351百万バーツ	100.0%		タイ王	国バンコク	都	10
コナカエ	ンタープライズ	朱式会社	95百万円	100.0%	フードサービス事業 及び教育事業	神奈川県	<b>具横浜市</b> 戸	塚区	33

- (注) 1. 議決権比率の() 内の数値は、間接保有による議決権比率であります。
  - 2. 当社の連結子会社は、上記の重要な子会社5社を含め9社であります。

# ② 特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

# 2 会社の現況

- (1) 会社役員の状況
  - ① 取締役及び監査役の状況 (2024年9月30日現在)

会	社における	地位			氏	名		担当及び重要な兼職の状況
代表取グル	. 締 役 社 ー プ	: 長 C 代	E 0 表	湖	中	謙	介	コ ナ カ エ ン タ ー プ ラ イ ズ 株 式 会 社 取 締 役 株 式 会 社 ア イ ス テ ッ チ 取 締 役 株式会社サマンサタバサジャパンリミテッド代表取締役会長 KONAKA(THAILAND)CO.,LTD. Representative Director President
取締役	: 専務勢	1 行 答	3 員	古	屋	幸	=	株式会社サマンサタバサジャパンリミテッド代表取締役社長
取締役	常務執行	役員	СМО	中	Л	和	幸	商品事業本部長兼コナカ事業本部長 KONAKA(THAILAND)CO.,LTD. Director
取締役	常務執行	役員	CFO	湖	中	龍	介	管 理 本 部 長 兼 財 務 部 長株 式 会 社 ア イ ス テ ッ チ 監 査 役
取	締		役	太	田	彩	子	株式会社ベレフェクト代表取締役 SREホールディングス株式会社社外取締役監査等委員 株式会社トライグループホールディングス社外取締役監査等委員
取	締		役	大	門を	<b>Б</b>	み	法 律 事 務 所 U N S E E N 代 表 弁 護 士株 式 会 社 A C S L 社 外 取 締 役 監 査 等 委 員
常勤	監	查	役	湖	中	博	達	
監	査		役	森	田	洋	_	
監	査		役	前	田	隆	夫	株 式 会 社 日 本 国 際 放 送 監 査 役公益財団法人大田区スポーツ協会監事

- (注) 1. 取締役太田彩子氏及び大門あゆみ氏は、社外取締役であります。
  - 2. 監査役森田洋一氏及び前田隆夫氏は、社外監査役であります。
  - 3. 監査役前田隆夫氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
  - 4. 当社は、太田彩子氏、大門あゆみ氏、森田洋一氏及び前田隆夫氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

5. 当事業年度中における取締役の異動は次のとおりであります。

氏 名	異 動 前	異 動 後	異動年月日
中川 和幸	取締役執行役員CMO	取締役常務執行役員CMO	2023年10月1日
十八 和辛	商品事業本部長兼コナカ事業本部長	商品事業本部長兼コナカ事業本部長	2023年10月1日
古屋 幸二	取締役専務執行役員C00	取締役専務執行役員	2024年4月15日
白座 羊一	経営企画室長兼店舗開発部長	以称仅导伤教门仅具	2024年4月15日
洲山 站入	取締役執行役員	取締役常務執行役員CFO	0004年6月0日
湖中 龍介	管理本部副本部長兼財務部長	管理本部長兼財務部長	2024年6月3日

6. 当事業年度末日後における取締役の異動は次のとおりであります。

氏 名	異 動 前	異 動 後	異動年月日
中川 和幸	取締役常務執行役員CMO 商品事業本部長兼コナカ事業本部長	取締役常務執行役員CMO 商品事業本部長兼 スーツセレクト事業本部長	2024年10月1日

# ② 取締役及び監査役の報酬等

# (a) 当事業年度に係る報酬等の総額

		報酬等の総額	報	酬	等(	り種	類	別の	総額	(百	万円	)	員数
区	分	(百万円)	基	本	報	酬	業報	績通酬	車動等	非報	金 酬	銭等	(名)
	(						+IX	EI/II	77	+IX	EI/II		_
取	締 役	103			(	93			_			9	6
(う	ち社外取締役)	(11)			(	11)					(	(-)	(2)
監	查	20			4	20							3
(う	ち 社 外 監 査 役)	(7)				(7)			_		-	_	(2)
合	計	123			1:	13						9	9
(う	ち社外役員)	(18)			(	(8)			_		(	(-)	(4)

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
  - 2. 当事業年度末日現在の取締役は6名(うち社外取締役2名)、監査役3名(うち社外監査役2名)であります。

# (b) 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

2006年12月15日開催の第33期定時株主総会において、取締役の報酬限度額は年額350百万円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)、監査役の報酬限度額は年額35百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は13名、監査役の員数は3名であります。

また、上記の報酬限度額とは別枠で、2022年12月22日開催の第49期定時株主総会において、取締役(社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。)に対する譲渡制限付株式報酬の限度額は年額70百万円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)、株式数の上限は年140千株以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の対象取締役の員数は4名であります。

# (c) 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針等

当社は、2022年11月14日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について報酬委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び 決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、報酬委員会からの 答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の概要は次のとおりであります。

### a. 基本方針

当社の取締役の報酬については、個々の取締役の報酬の決定に際して、企業価値の長期的、持続的な向上を目的に、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には基本報酬及び株式報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、予め定められた基本報酬のみを支払うこととする。

b. 基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針(報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。)

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、担当職務、業績、貢献度等に応じて、他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、報酬委員会の答申を踏まえて、取締役会において決定するものとする。

c. 非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針(報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。)

取締役に対し、その在任中に一定の株式を取得、保有させることで企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限の解除を退任時とする譲渡制限付株式を、毎年、一定の時期に付与する。付与する譲渡制限付株式の個数は、報酬委員会の答申を踏まえて決定する。

- d. 基本報酬の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針 取締役の種類別の報酬額の割合については、当社と同程度の事業規模及び従業員数、関連する業種・ 業態に属する企業等を参考とした水準を考慮しながら、報酬委員会の答申を踏まえて決定する。
- e. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については、報酬委員会の答申を踏まえて、取締役会における報酬総額の決議に基づき、代表取締役社長がその具体的内容の決定について委任を受けるものとし、その権限の内容は、取締役の報酬等の額又はその算定方法の決定である。

# (d) 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役会は、代表取締役社長湖中謙介氏に対し、各取締役の報酬額の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当職務に応じた貢献度等を総合的に評価するには、代表取締役社長が適していると判断したためであります。

# 連結計算書類

# 連結貸借対照表 (2024年9月30日現在)

(単位:百万円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	19, 369
現金及び預金	2, 181
売掛金	2, 214
商品及び製品	12, 314
仕掛品	0
原材料及び貯蔵品	388
預け金	597
前渡金	810
前払費用	491
その他	370
固定資産	25, 089
有形固定資産	10, 451
建物及び構築物	2, 885
機械装置及び運搬具	18
工具、器具及び備品	238
土地	7, 273
リース資産	26
建設仮勘定	9
無形固定資産	426
商標権	1
電話加入権	13
その他	411
投資その他の資産	14, 211
投資有価証券	4, 144
長期貸付金	386
敷金及び保証金	8, 598
退職給付に係る資産	921
その他	233
貸倒引当金	△72
資産合計	44, 458

科目	金額
負債の部	
流動負債	15, 940
支払手形及び買掛金	1, 112
電子記録債務	2, 041
短期借入金	7, 455
1年内返済予定の長期借入金	1, 056
未払金	159
未払費用	2, 199
未払法人税等	298
未払消費税等	185
契約負債	807
賞与引当金	271
その他	352
固定負債	12, 283
長期借入金	6, 885
長期未払金	55
繰延税金負債	1, 324
退職給付に係る負債	581
ポイント引当金	28
長期預り保証金	428
資産除去債務	2, 939
その他	39
負債合計	28, 224
純資産の部	
株主資本	13, 841
資本金	5, 305
資本剰余金	13, 253
利益剰余金	△1, 778
自己株式	△2, 939
その他の包括利益累計額	2, 393
その他有価証券評価差額金	2, 207
為替換算調整勘定	△4
退職給付に係る調整累計額	190
純資産合計	16, 234
負債純資産合計	44, 458

# 連結損益計算書 (2023年10月1日から2024年9月30日まで)

(単位:百万円)

科目	金額
売上高	62, 217
売上原価	26, 179
売上総利益	36, 038
販売費及び一般管理費	37, 387
営業損失	1, 348
営業外収益	856
受取利息	34
受取配当金	46
不動産賃貸料	439
為替差益	8
賞与引当金戻入額	163
その他	163
営業外費用	668
支払利息	172
支払手数料	214
不動産賃貸費用	126
アレンジメントフィー	88
貸倒引当金繰入額	12
その他	53
経常損失	1, 159
特別利益	1, 164
固定資産売却益	1, 151
投資有価証券売却益	11
その他	0
特別損失	2, 618
固定資産除却損	31
投資有価証券評価損	300
減損損失	2, 103
店舗閉鎖損失	141
その他	41
税金等調整前当期純損失	2, 614
法人税、住民税及び事業税	247
法人税等調整額	147
当期純損失	3, 009
非支配株主に帰属する当期純利益	52
親会社株主に帰属する当期純損失	3, 062

# 連結計算書類に係る会計監査報告

# 独立監査人の監査報告書

2024年11月23日

株式会社 コ ナ カ 取 締 役 会 御 中

監査法人ウィズ

東京都目黒区

指 定 社 員 公認会計士 佐 藤 遼 業務執行社員 公認会計士 矢 野 雄 紀 業務執行社員 公認会計士 矢 野 雄 紀

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社コナカの2023年10月1日から2024年9月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社コナカ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における 当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における 職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を 果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結 計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違 以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが 求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を 立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監 査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び 関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているか どうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取 引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入 手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見 に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の 重要な不備を含む監査上の重要な発見事項。及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合 又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 計算書類に係る会計監査報告

# 独立監査人の監査報告書

2024年11月23日

株式会社 コ ナ カ 取 締 役 会 御 中

監査法人ウィズ

東京都目黒区

 指 定 社 員 公認会計士 佐 藤
 遼

 業務執行社員 公認会計士 矢 野 雄 紀

 指 定 社 員 公認会計士 矢 野 雄 紀

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社コナカの2023年10月1日から2024年9月30日までの第51期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における 当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当 監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を 立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監 査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価 の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び 関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかど うかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会 計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の 重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合 又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 監査役会の監査報告

# 監査報告書

当監査役会は、2023年10月1日から2024年9月30日までの第51期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

- 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
  - (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
  - (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査室、コンプライアンス室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
    - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な店舗において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
    - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
    - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。
    - ④ 当社において存在する継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況については、取締役に説明を求め、会計監査人から報告を受け、検討いたしました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主 資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結 株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
  - 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
  - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
  - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人ウィズの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人ウィズの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年11月23日

株式会社コナカ 監査役会

常 勤 監 查 役 湖 中 博 達 監 查 役 (社外監查役) 森 田 洋 一 監 查 役 (社外監查役) 前 田 隆 夫

以上

# 定時株主総会会場ご案内図

会場

神奈川県横浜市戸塚区品濃町517番地2 当社本店 5階 会議室



JR横須賀線 東戸塚駅下車東口 徒歩3分

